

# 置き看板やのぼり旗は、 道路上に置くことはできません！

置き看板やのぼり旗を放置することは、通行上の支障となり危険です。  
道路上（車道・歩道とも）に置くことはできません。



## 板橋区土木部管理課占用係

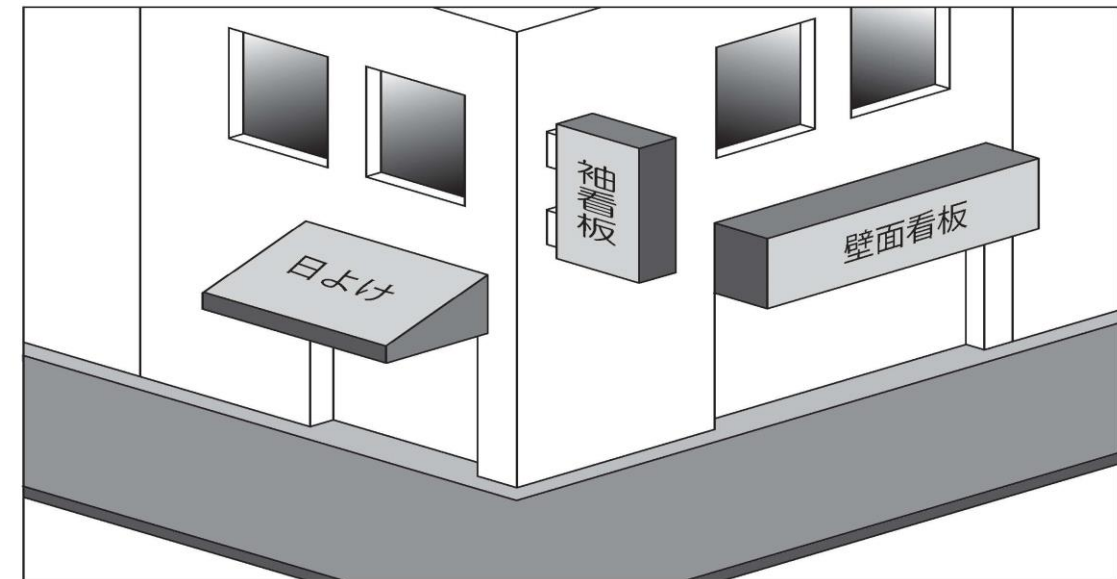
〒173-8501

東京都板橋区板橋二丁目6番1号 南館5階25番窓口

電話：03-3579-2505(直通)

## 道路占用許可申請のご案内

道路に看板・日よけを出すときは、道路法に基づく道路占用許可が必要です。また、道路を占有するには、道路占用料が必要です。



### 1 申請手続きについて

道路占用許可申請書に必要事項を記入し、案内図（設置場所を示した地図）、平面図、立面図等を添付して、土木部管理課占用係まで提出してください。また、所轄の警察署へ提出する道路使用許可申請書についても、必要事項を記入して窓口までお持ちください。なお、申請から許可書交付まで2週間ほどかかりますので、早めの手続きをお願いします。

道路占用許可書は、許可期間満了まで大切に保管してください。

### 2 占用許可期間・更新について

看板・日よけの占用許可期間は通常5年です。

該当期間になりましたら、更新手続きに必要な書類を送付致します。点検報告と併せて、更新手続きをお願いします。

（手続きがない場合、その物件は許可期間満了後は不法占有物件となります。）



### 3 道路占用料について

年度途中で申請される場合、占用料は当該年度分を月割で計算します。翌年度以降の占用料は毎年4月に1年分を全納していただきます。

区が発行する納入通知書により、お近くの金融機関にて納めてください。なお、年度途中で占用物件の撤去等があっても、占用料はお返しできません。

看板・日よけの占用料は、「板橋区道路占用料等徴収条例」及び「板橋区道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置に関する規則」に基づき、下表のとおり定められています。

(令和4年4月現在)

突出(袖)看板	表示面積(出幅×長さ) (整数へ切り上げる)	徴収金額(年) 面積×減免徴収単価=徴収金額
	1.0㎡以下=1.0㎡	0円
	1.0㎡を超え2.0㎡以下=2.0㎡	2.0㎡×12,400円=24,800円
	2.0㎡を超え3.0㎡以下=3.0㎡	3.0㎡×12,400円=37,200円
	3.0㎡を超えるもの=4.0㎡	表示面積×18,400円=徴収金額
以下同様に計算		
壁面看板	表示面積(たて×よこ) (整数へ切り上げる)	徴収金額(年) 面積×減免徴収単価=徴収金額
	1.0㎡につき	表示面積×18,400円=徴収金額
日よけ	投影面積(出幅×延長) (整数へ切り上げる)	徴収金額(年) 面積×減免徴収単価=徴収金額
	1.0㎡につき	投影面積×3,900円=徴収金額

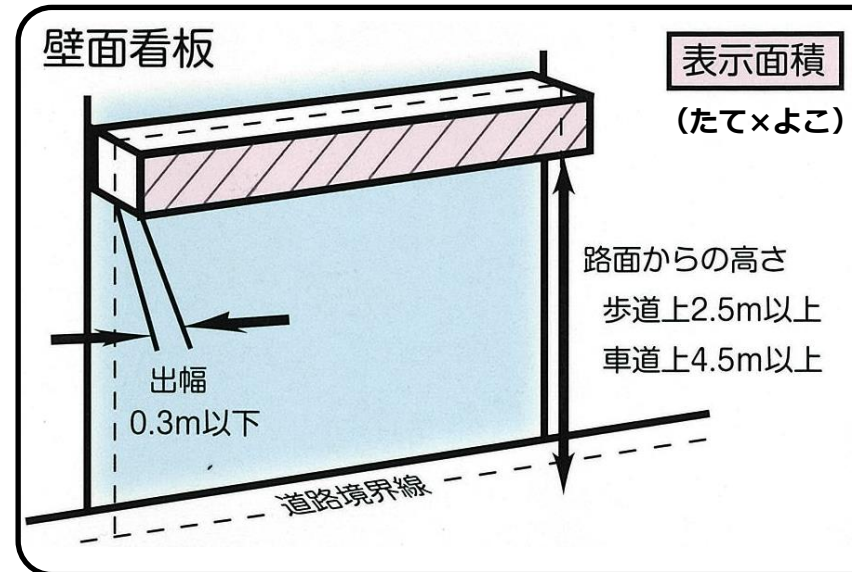
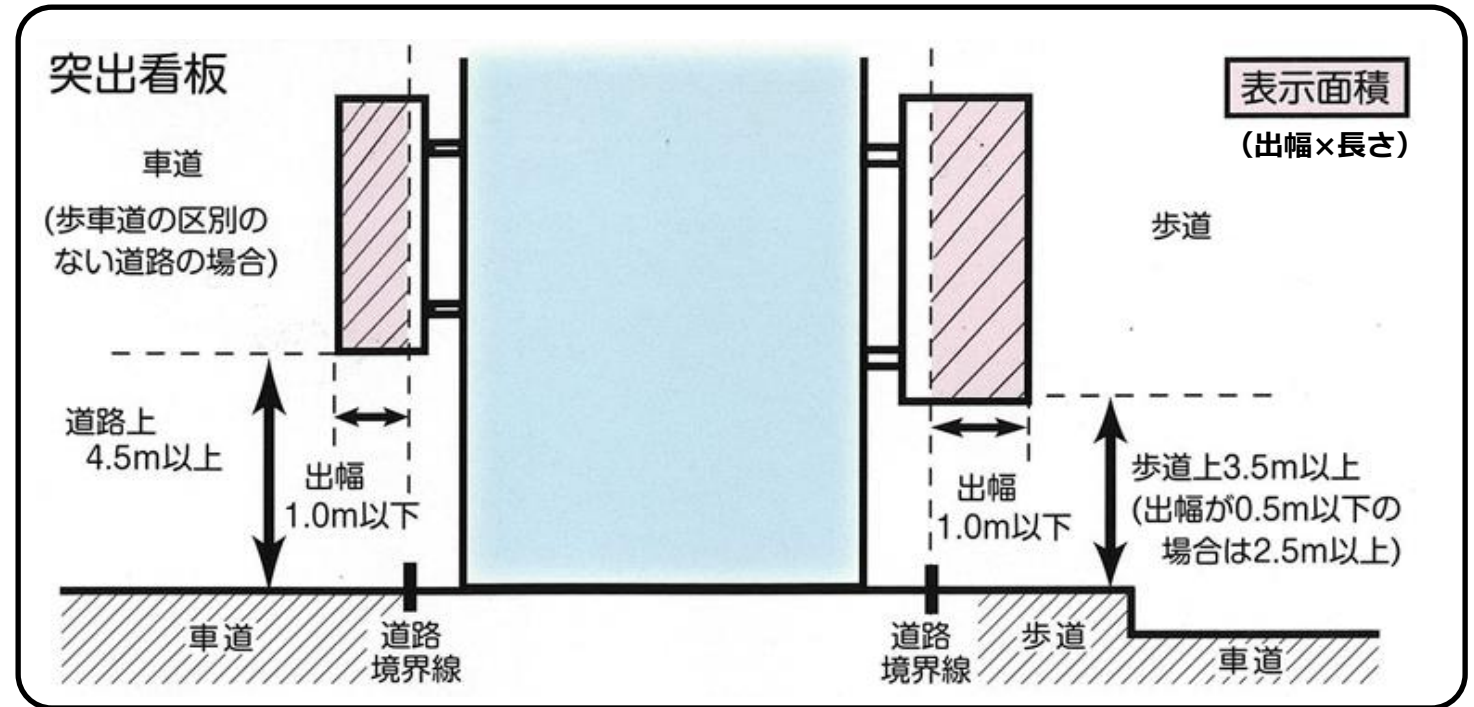
### 4 占用物件の変更手続きについて

占用物件の増設や移転、形状を変更する場合は、道路占用許可内容の変更手続きが必要です。また、申請者の住所変更や申請者が代わった場合にも、別途手続きが必要です。

占用物件を撤去する場合は、事前に道路占用廃止の手続きが必要となります。

占用物件を撤去しても、道路占用廃止の手続きを行わないと、翌年度以降(許可期間)も占用料が請求されることとなります。必ず、手続きをしてください。

### 5 道路占用許可基準



基準に合わない物件は許可できません!

